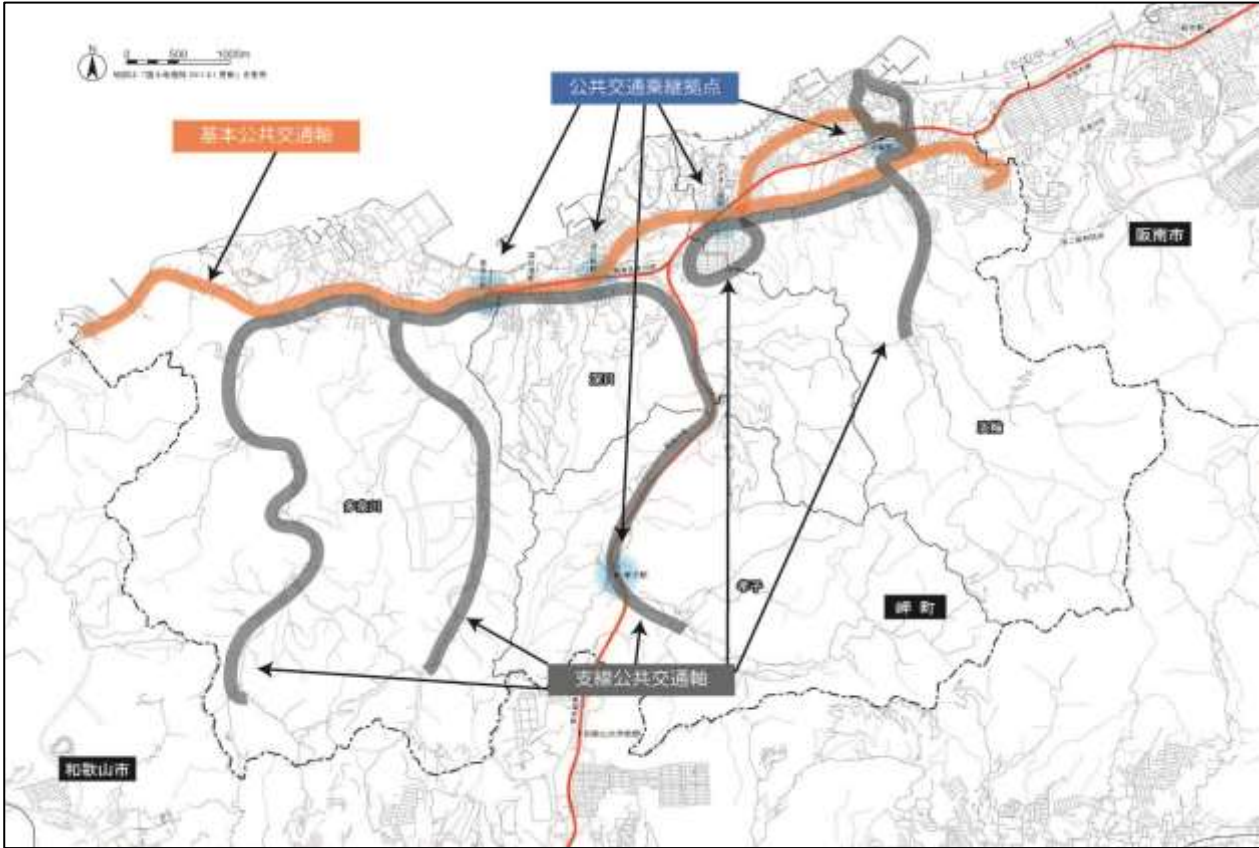


岬町地域公共交通基本計画の一部修正 新旧対照表

新

28ページの図

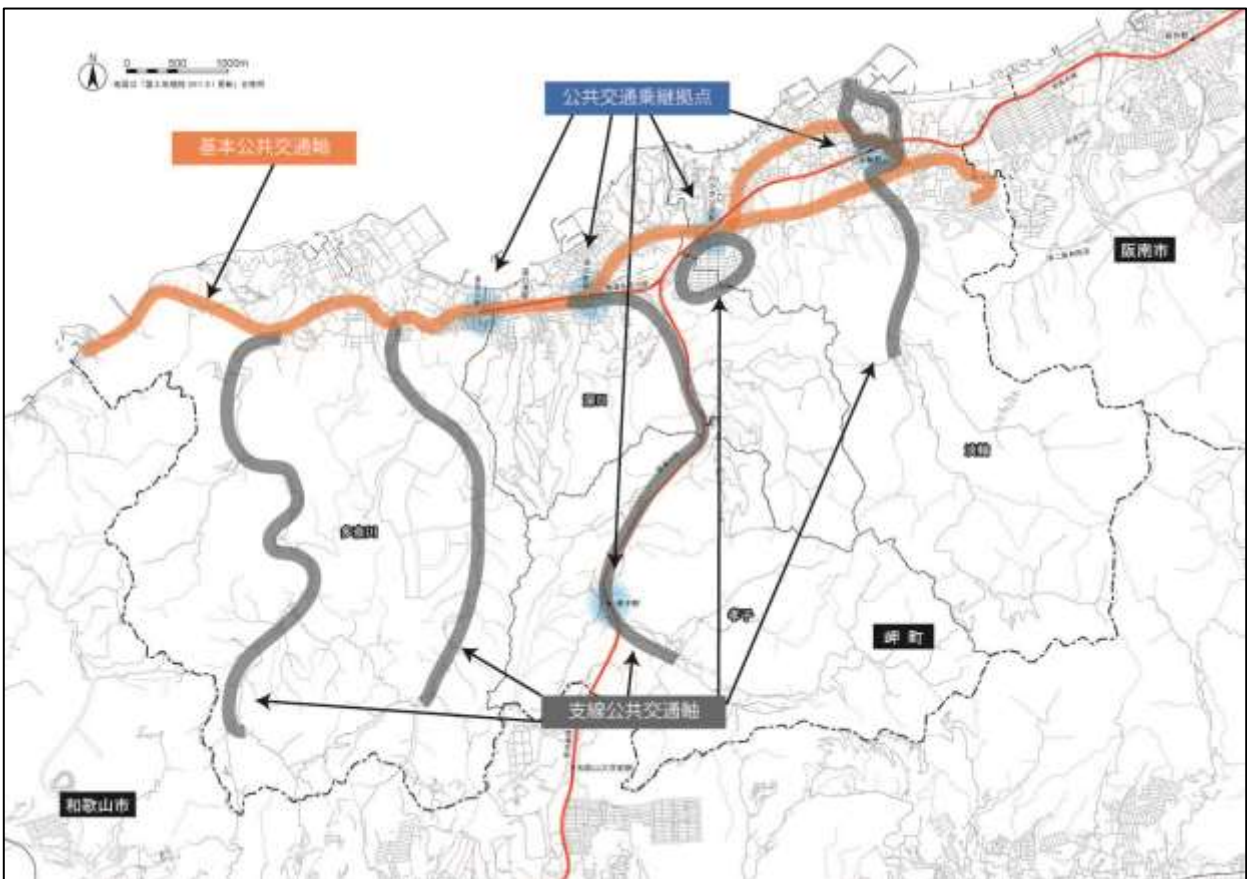
目指す公共交通体系のイメージ



旧

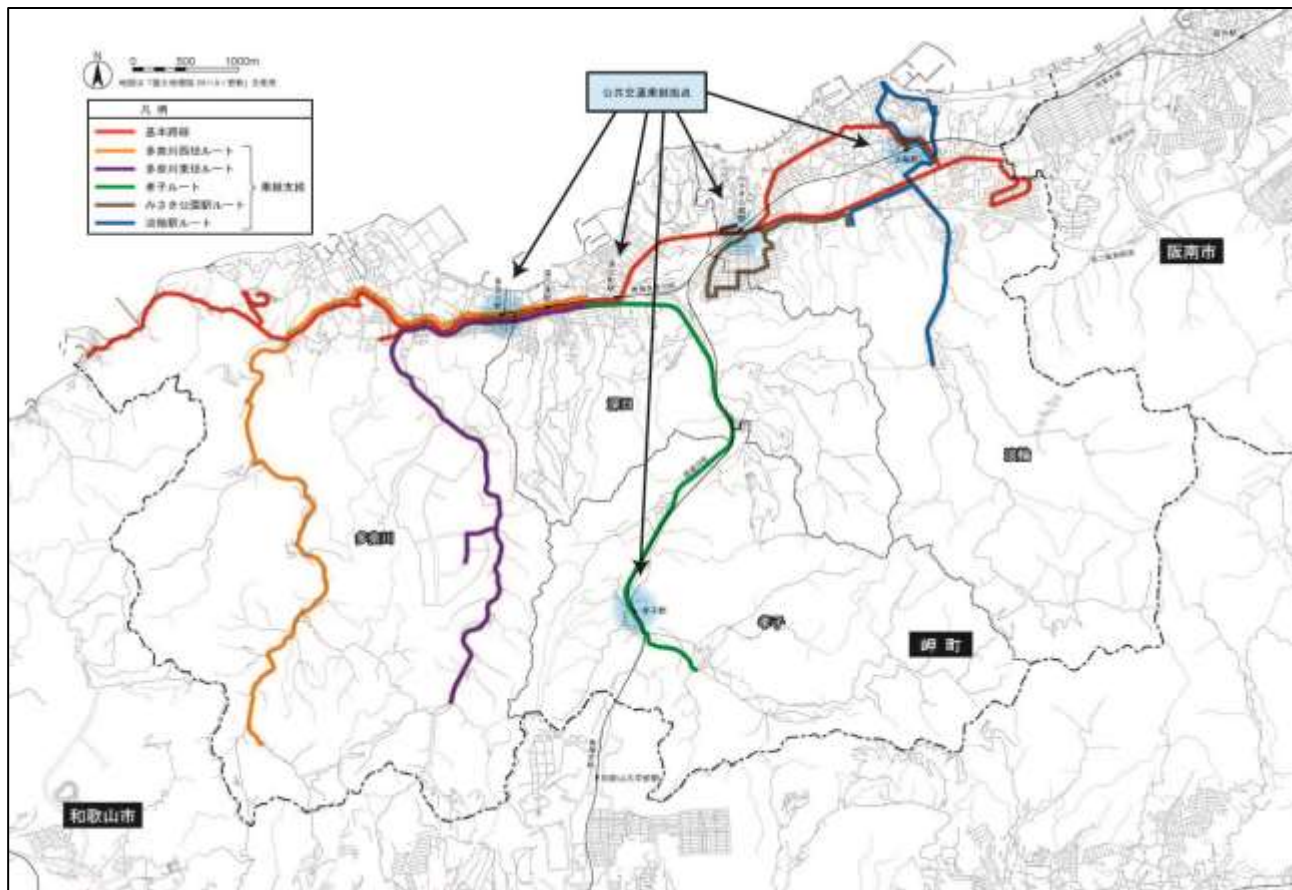
28ページの図

目指す公共交通体系のイメージ



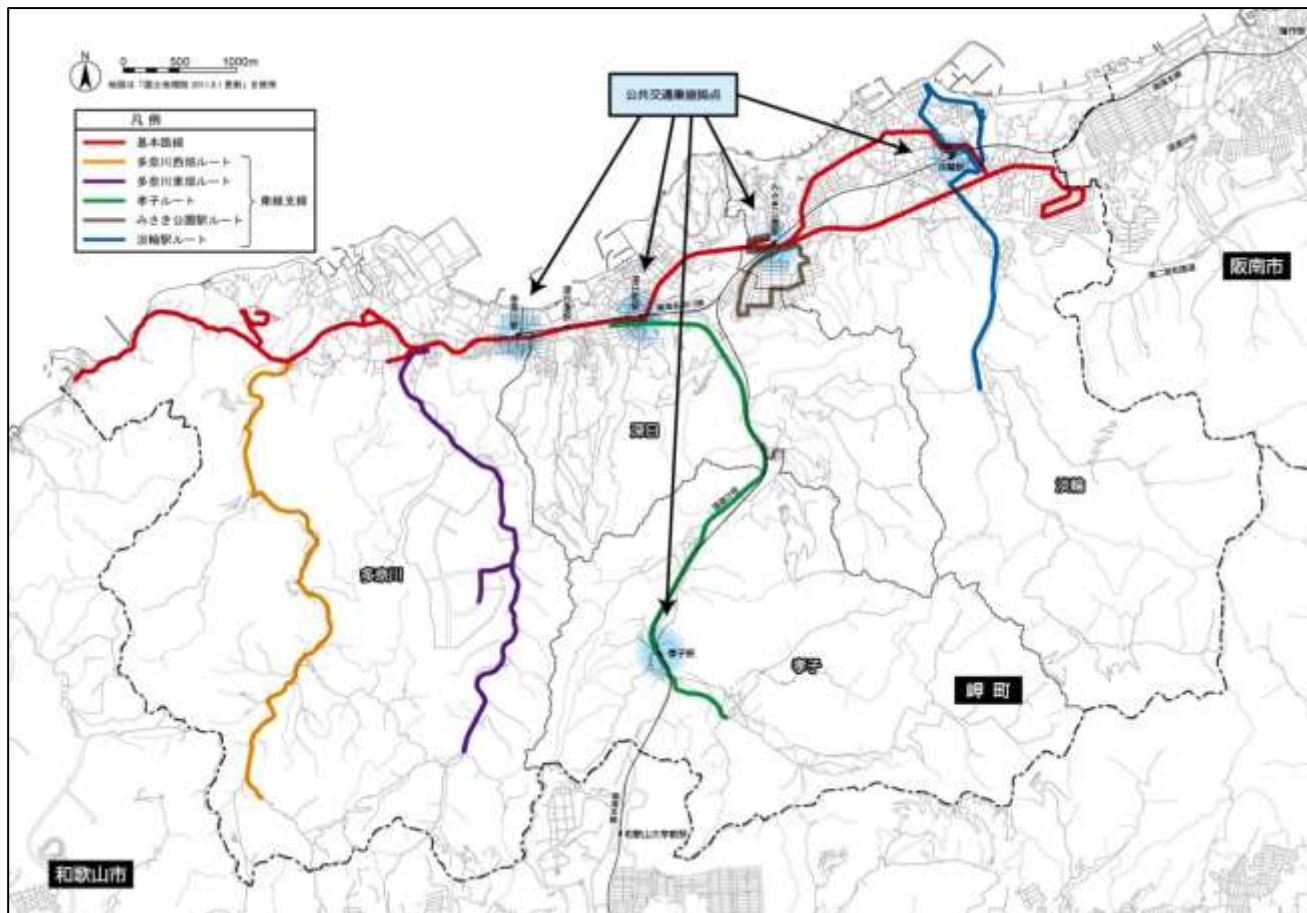
3 2 ページの図

【新たな運行路線の設定】



3 2 ページの図

【新たな運行路線の設定】



(1) バス停留所

バス停留所は、現行のバス停留所位置を基本とする。ただし、地域の実態及び住民のニーズを踏まえ、バス停留所位置及び名称について当該自治区等と協議し、新たに次のバス停留所を設置し、既設のバス停留所の名称等を変更する。

また、淡輪11区地域の岬町交流センター（旧淡輪共同作業所）前に「淡輪11区東口」を新設する。

（新設バス停留所） 望海坂1丁目西 淡輪11区東口

（名称変更） さら池前→望海坂第1集会所前

望海坂→望海坂1丁目

望海坂南→望海坂2丁目南

（停車路線の変更） 宇度墓古墳停留所を基本路線から乗継支線淡輪駅ルート
の停留所に変更

(1) バス停留所

バス停留所は、現行のバス停留所位置を基本とする。ただし、地域の実態及び住民のニーズを踏まえ、バス停留所位置及び名称について当該自治区等と協議し、新たに次のバス停留所を設置し、既設のバス停留所の名称等を変更する。

（新設バス停留所） 望海坂1丁目西

（名称変更） さら池前→望海坂第1集会所前

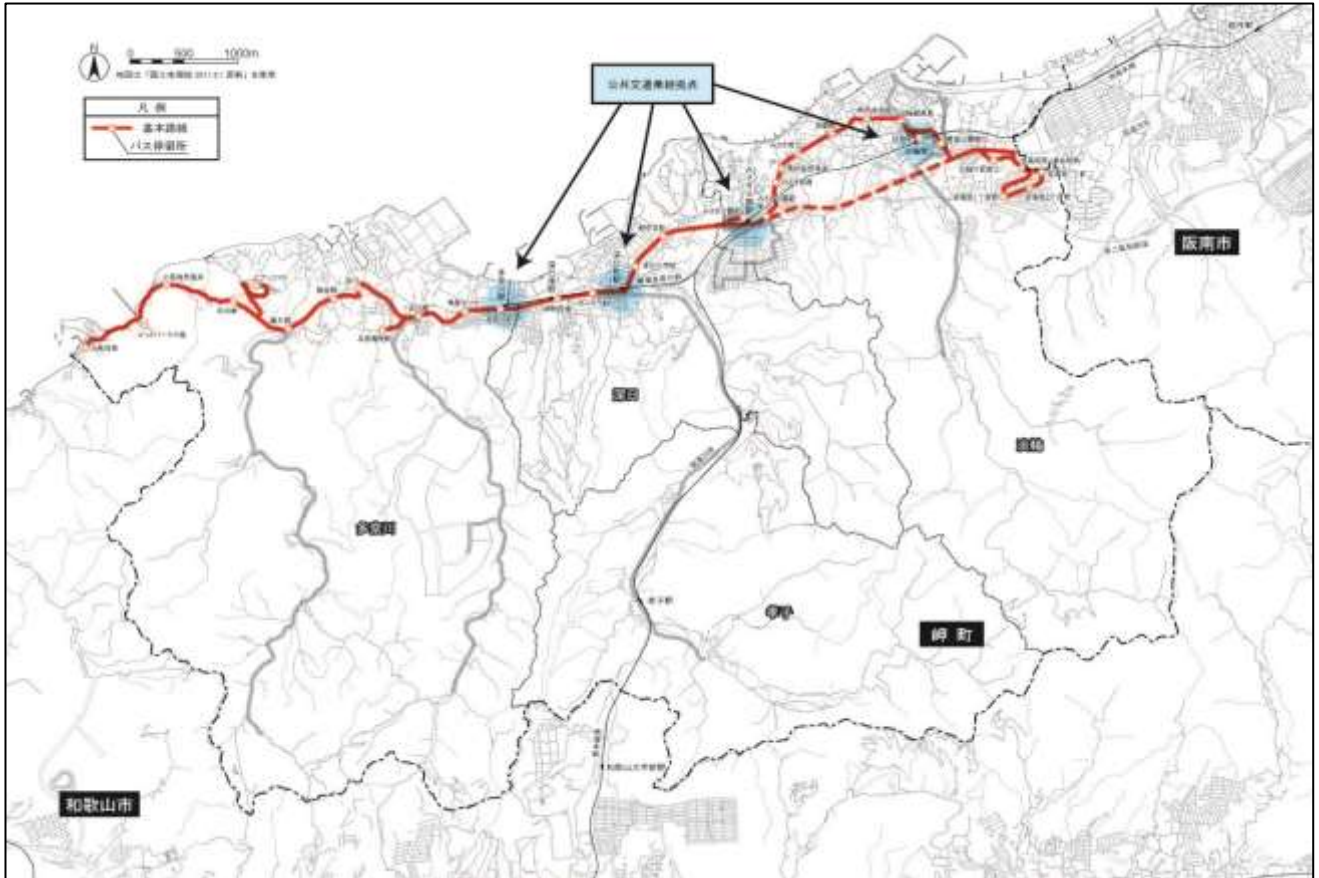
望海坂→望海坂1丁目

望海坂南→望海坂2丁目南

（停車路線の変更） 宇度墓古墳停留所を基本路線から乗継支線淡輪駅ルート
の停留所に変更

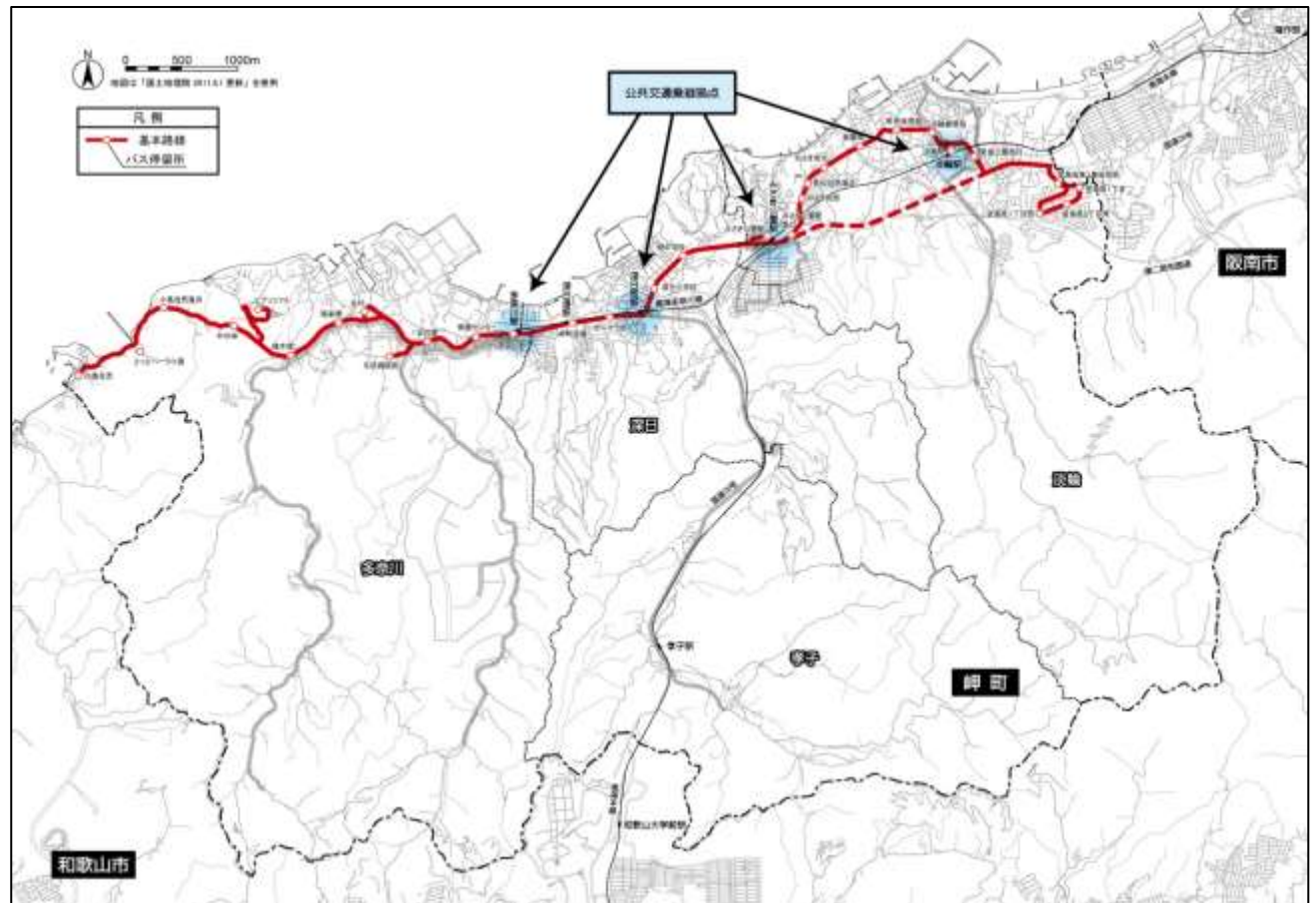
33ページの図

【バス停留所の位



33ページの図

【バス停留所の位



34 ページ

(4) 運賃

運賃は、現行の運賃体系を基本とします。

- 運賃は、大人及び小児とも100円均一とする。ただし、6歳未満の幼児を同伴する保護者の運賃については、同伴の幼児及び保護者ともに無料とする。また、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」及び「療育手帳」（以下「障害者手帳等」という。）を乗車の際に提示した者及びその者の介護者についても、無料とする。
- 回数使用券の種類及びその取扱いについては、原則として現行どおりとする。
- **基本路線から乗継支線に乗り継ぐ場合は、無償で乗継乗車券を発行する。**

34 ページ

(4) 運賃

運賃は、現行の運賃体系を基本とします。

- 運賃は、大人及び小児とも100円均一とする。ただし、6歳未満の幼児を同伴する保護者の運賃については、同伴の幼児及び保護者ともに無料とする。また、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」及び「療育手帳」（以下「障害者手帳等」という。）を乗車の際に提示した者及びその者の介護者についても、無料とする。
- 回数使用券の種類及びその取扱いについては、原則として現行どおりとする。

3. 乗継支線の運行計画

(1) 運行ルート

コミュニティバスの運行目的である「高齢者等の交通弱者の移動手段の確保する」及びアンケート調査からバス利用の主たる目的である「買物・通院・役場での用務」を踏まえ、乗継支線ルートを次のとおりとする。

- ・多奈川西畑ルート オークワ前～岬町役場～谷川東～横手の往復ルート
- ・多奈川東畑ルート オークワ前～岬町役場～楠木橋～佐瀬川の往復ルート
- ・孝子ルート 岬町役場～オークワ前～上孝子の往復ルート
- ・みさき公園駅ルート みさき公園駅～青葉台～みさき公園駅～道の駅みさき～淡輪駅ルートへ
- ・淡輪駅ルート 淡輪駅～飯森山登山口～淡輪駅～淡輪ヨットハーバー～淡輪駅～道の駅みさき～みさき公園駅ルートへ

(2) 停留所

バス停留所は、既存の乗継支線のバス停留所及び乗継支線と基本路線とが重複するバス停留所の位置とする。また、「道の駅みさき」を新設し、みさき公園駅ルートと淡輪駅ルート間の移動の際に「道の駅みさき」を経由することとする。

新設停留所 道の駅みさき

3. 乗継支線の運行計画

(1) 停留所

乗継支線は、基本路線への乗り継ぎを基本として、公共交通乗継拠点までの区間を運行するため、停留所は、現行のバス停留所位置とする。ただし、地域の実態及び住民のニーズを踏まえ、停留所位置並びに名称について当該自治区等と協議し、新たに次のバス停留所を設置する。また、現行の淡輪畑ルートの分割に伴い、次の停留所を廃止する。

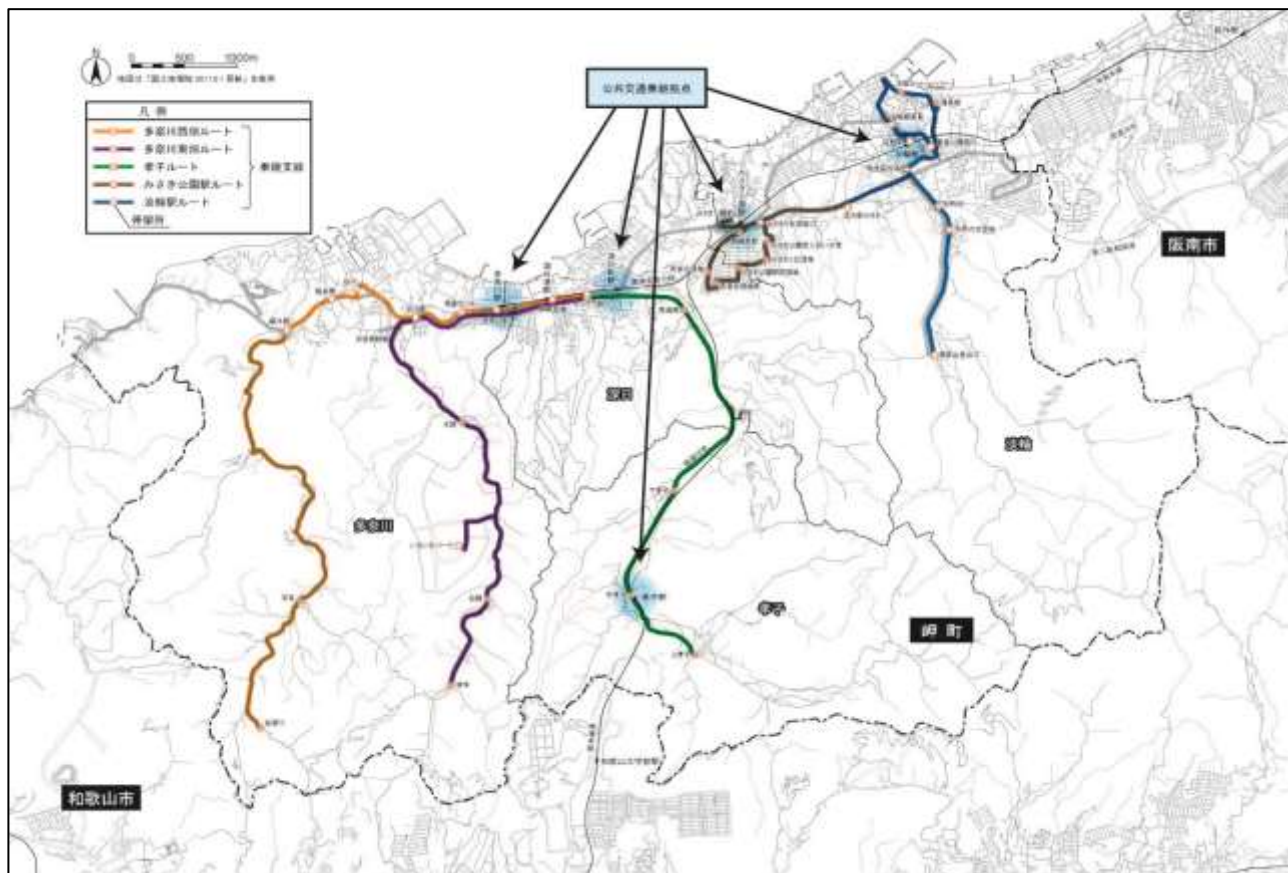
新設停留所 淡輪駅ルート 淡輪ヨットハーバー

多奈川東畑ルート いきいきパーク

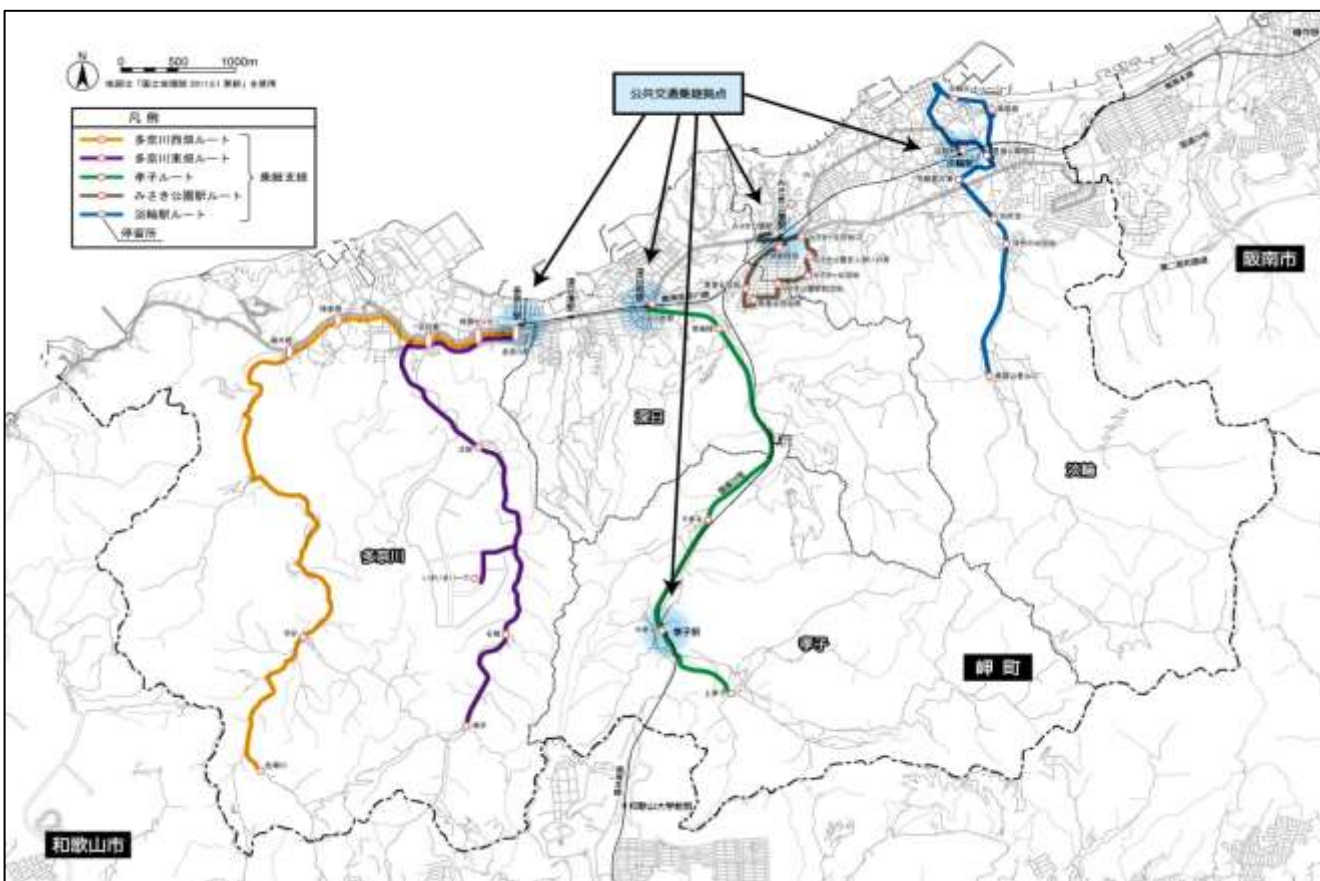
廃止停留所 淡輪畑ルート 西陵古墳、西小山古墳、さくら会館前

淡輪11区東口

36ページの図
【停留所の位置】



36ページの図
【停留所の位置】



37ページ

(3) 運行日

(4) 運行時間・運行頻度

(5) 運賃

現行の基本路線の運賃と同一とする。

- ・運賃は、大人及び小児とも100円均一とする。ただし、6歳未満の幼児を同伴する保護者の運賃については、同伴の幼児及び保護者ともに無料とする。また、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」及び「療育手帳」（以下「障害者手帳等」という。）を乗車の際に提示した者及びその者の介護者についても、無料とする。
- ・回数使用券の種類及びその取扱いについては、基本路線と同一とする。
- ・乗継支線から基本路線に乗り継ぐ場合は、無償で乗継乗車券を発行する。

37ページ

(2) 運行日

(3) 運行時間・運行頻度

(4) 運賃

公共交通の目的などから、各地域でのバス運行サービス水準は、可能な範囲内での平準化を目指しますが、新たなバス運行の見直しにおいても、基本路線と乗継支線の運行サービス水準には格差（運行ルート、運行本数及び運行時間など）が生じることになり、この運行サービス水準の平準化が更に進捗するまでの当分の間、この地域格差などを考慮して無料とする。

運賃は、当分の間無料とする。

(6) 運行車両・使用台数

運行ルートには、道路幅員が非常に狭い箇所があること及び利用者人数実績などから、ワンボックス型乗用車とします。

- ・運行車両：定員9人のワンボックス型乗用車
- ・使用台数：3台（予備車1台）

(7) 運行主体

基本路線の運行と同じく、市町村運営有償運送により運行します。ただし、車両整備管理業務を専門業者に委託する。

岬町が事業主体となり運行する。ただし、運行管理及び車両整備管理業務を4条事業者などの専門事業者に委託する。

(5) 運行車両・使用台数

運行ルートには、道路幅員が非常に狭い箇所があること及び利用者人数実績などから、ワンボックス型乗用車とします。

- ・運行車両：定員9人のワンボックス型乗用車
- ・使用台数：2台

(6) 運行主体

現行の赤バス支線運行区域の利用状況から、乗合タクシー（定員11人未満の自動車で行）での対応が可能と考えられるため、今後の乗継支線運行については、本町が運行主体となる市町村運営有償運送に代わり、現在本町内を運行するタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）に依頼することが適切であります。

しかし、この乗継支線運行に係る経費等の町財政負担軽減額の比較検討を踏まえ、当分の間、安全運行を図りながら本町による運行を行います。

岬町による運行とする。

(8) 今後の運行計画に係る課題について

- バス利用の利便性の向上などを図るため、バス停留所の利用状況や住民ニーズを考慮し、バス停留所の新設及び廃止を検討します。
- 年末年始における運行について、バス利用状況などから年末年始ダイヤの新設や運休も視野に入れた運行方法を検討します。

4. 実証運行期間の延長

今般の運行内容の見直しを踏まえ、平成29年4月より「本格運行」に切り替える予定としていたが、住民アンケート結果における「バス運行経費に係る町負担の現状維持」や、鉄道との接続改善及び運行本数の増加に対する対応策など、引続き検討すべき状況にある。

また、住民及び利用者から寄せられた意見の反映など、運行計画の見直しを的確に行うことが求められていることから、再度1年間を実証運行として延長することとす

(7) 今後の運行計画に係る課題について

- バス利用の利便性の向上などを図るため、バス停留所の利用状況や住民ニーズを考慮し、バス停留所の新設及び廃止を検討します。
- 年末年始における運行について、バス利用状況などから年末年始ダイヤの新設や運休も視野に入れた運行方法を検討します。
- 運賃については、バス運行を将来にわたり持続可能な交通手段として維持するため、無償運行から有償運行への転換並びに負担内容等について検討します。
- みさき公園駅ルートにおいては、今後設置予定の「道の駅みさき」との接続を検討します。
- 無償運行は、基本路線と同様に、地域公共交通を守り育てる支援策を検討します。

4. 実証運行の実施

現行のコミュニティバス路線の廃止により、平成28年度から運行する「新たなバス運行計画」は、地域の特性、住民ニーズの内容、町の財政負担の状況などを考慮した運行内容としています。

しかし、利用者などから新たなバス運行に係る様々な意見等が寄せられるため、平成28年度中の運行は「実証運行期間」と位置付け、この期間中に利用者の意見等を可能な限り反映した「公共交通運行計画」（改訂版）として修正することが必要であることから、今後、地域公共交通会議において、こうした見直し内容について審議のうえ、本計画の改善を図ることとします。